

令和元年分

## 確定申告が始まります

### 申告期間

2月17日(月)～3月16日(月)

問合せ 税務住民課税務グループ

☎ ②2513

い方  
ど、各種控除の適用を受けた  
（ふるさと納税「ワンストップ特例」に該当しない方）など、  
③医療費控除や寄付金控除  
①生命保険金の満期や解約など、一時的な収入を得た方  
②土地・建物などを売却した  
方  
い方  
ど、各種控除の適用を受けた  
（ふるさと納税「ワンストップ特例」に該当しない方）など、  
③医療費控除や寄付金控除  
主に左記のような場合は申告が必要です。

申告が必要な方  
確定申告の時期が迫つてきました。次の項目を参考にご準備を進めていただき、期間中に済められますようお願いします。  
申告が必要かどうかご不明な方は、ご相談ください。

確定申告の時期が迫つてきました。次の項目を参考にご準備を進めていただき、期間中に済められますようお願いします。  
申告が必要かどうかご不明な方は、ご相談ください。

方  
用を受けたい方など、源泉所  
徴収票に記載のない控除の適  
用を受けたい方など、源泉所  
主に左記のような場合は申告  
が必要です。  
①生命保険金の満期や解約など、一時的な収入を得た方  
②土地・建物などを売却した  
方  
い方  
ど、各種控除の適用を受けた  
（ふるさと納税「ワンストップ特例」に該当しない方）など、  
③医療費控除や寄付金控除  
主に左記のような場合は申告  
が必要です。

**公的年金等の収入が  
400万円以下の方**

災害、盗難、横領による、住宅及び生活に通常必要な資産の損失額が左記の場合対象となることがあります。  
・損失額が所得金額の10分の1以上の場合  
・災害に関連したやむを得ない支出が5万円以上の場合  
⑥収入が0円であっても、その旨を申告する必要があります。  
申告がないと国民健康保険税など各種料金（税）が割高になる、各種公的制度が利用できなくなるなどの不都合が生じる場合があります。

申告がないと国民健康保険税など各種料金（税）が割高になる、各種公的制度が利用できなくなるなどの不都合が生じる場合があります。

申告が必要な方  
確定申告の時期が迫つてきました。次の項目を参考にご準備を進めていただき、期間中に済められますようお願いします。  
申告が必要かどうかご不明な方は、ご相談ください。

方  
控除の適用を受けたい方  
④居宅の取得による借入金等  
控除の適用を受けたい方  
⑤雑損控除の適用を受けたい方  
災害、盗難、横領による、住宅及び生活に通常必要な資産の損失額が左記の場合対象となることがあります。  
・損失額が所得金額の10分の1以上の場合  
・災害に関連したやむを得ない支出が5万円以上の場合  
⑥収入が0円であっても、その旨を申告する必要があります。  
申告がないと国民健康保険税など各種料金（税）が割高になる、各種公的制度が利用できなくなるなどの不都合が生じる場合があります。

得税の還付を受けたい場合は申告が必要です。  
**申告に必要なもの**  
・源泉徴収票（給与や公的年金等）  
・社会保険料控除証明書（国民年金保険料など）  
・保険料控除証明書（生命・医療介護・個人年金・地震などの任意保険）  
・寄附金控除証明書  
・医療費控除の明細書  
※10万円を超えてでも控除が適用される場合があります  
・損害を受けた住宅のり災証明書及び面積・建築年・取得価格のわかるもの  
・災害によってやむ得ない支出した場合の領収書  
・マイナンバーのわかるもの  
・印かん  
・金融機関の口座番号  
※還付を受ける場合のみ  
この他に、収入がある場合や控除の適用を受けたい場合は、これらを証する書類をお持ちください。

### 追分地区の方【申告日一覧】

月日	割当地区など
2月17日(月)	花園地区 1～2丁目
2月18日(火)	花園地区 3～4丁目
2月19日(水)	若草地区 1～2丁目
2月20日(木)	若草地区 3丁目
2月21日(金)	柏が丘・緑が丘
2月25日(火)	青葉地区
2月26日(水)	白樺地区
2月27日(木)	本町地区 1～4丁目
2月28日(金)	本町地区 5～7丁目
3月2日(月)	中央地区・他指定日に来られない方
3月4日(水)～16日(月) (土日を除く)	農業所得の方

### 申告会場

#### 【早来地区の方】

会場 保健センター2階（早来庁舎横）

受付時間 9時～12時 13時～17時

申告日 事業所得や不動産所得のある方のみ、目安の日時をハガキでご案内します。

※3月は農業所得の受け付けが始まり、待ち時間が長くなることが予想されます。

#### 【追分地区の方】

会場 ぬくもりセンター内申告会場

受付時間 9時～12時 13時～17時

申告日 左表のとおり、目安の日程を地区ごとに分けています。

苦小牧税務署は、下記会場で申告を受け付けます。

会場 苦小牧市労働福祉センター

（苦小牧市末広町1丁目15番7号）

開設期間 2月17日(月)から3月16日(月)までの平日

開設時間 9時～16時

※税務署内では、受け付けしていません。